1回限り

^{会和 5 年度} 後期高齢者歯科口腔健診を6月より開始します!

歯が無くても 受けましょう。

この健診では歯の状態の他に、噛む力・飲み込む力・舌の機能などの「食べる力」も調べます。 歯が無くても受けましょう。

「食べる」ためには、歯や口腔内の健康が必要です。歯や口腔内の健康を保つことによって、低栄 養や誤嚥性肺炎等を予防する効果もあります。 毎年受診しましょう!



対象者	昭和 13 年 4 月 2 日~昭和 23 年 4 月 1 日生まれの方(今年度 76 歳~ 85 歳になる方) ※ただし、6 か月以上の長期入院をされている方や施設に入所中の方は対象となりません。
自己負担	年1回に限り無料 ※健診の結果治療が必要となった場合、その治療には自己負担が発生します。
健 診 期 間	6月~12月末まで
健診の受け方	①歯科医院へ必ず予約の電話をしましょう。 ②歯科医院へ健康保険証と5月末頃に送付した封筒に同封の受診券を持参しましょう。
健診医療機関	にしのしま歯科等、封筒に同封の一覧表に記載の県内歯科医院 ※新型コロナウイルス感染症の感染状況等により実施期間や健診医療機関が変更になる場合もあります。

歯科口腔健診の 訪問健診のご案内

後期高齢者歯科口腔健診の対象者の内、下記の対象条件を全て満たす方については歯科口腔健診をご自 宅で受診することができます。

訪問健診の対象となる条件

- 介護保険の要介護度3以上の方
- 在宅者(長期入院者・施設入所者は対象外です)
- 医療保険・介護保険で歯科の管理を受けていない方



受診希望の方や、受診可能か確認したい方 は、西ノ島町役場健康福祉課へご連絡くだ さい。確認後、対象となる方へ受診案内を 個別に送付します。

ご注意

健診料の個人負担はありませんが、歯科医師が訪問する際にかかった交通費をご負担いただく場合があります。

○実施主体 島根県後期高齢者医療広域連合(電話:0852-40-0043)

お問い合わせ先: 西ノ島町役場 健康福祉課 (電話: 08514 - 6 - 0104)

無料で、秘密は厳守しますので、ぜひお越しください。

隠岐ひまわり基金法律事務所 お問い合わせ先 **3**08512 - 3 - 1877

さいとう司法書士事務所 松江地方法務局西郷支局 **3**08512 - 2 - 0240 **3**08512 - 2 - 0368

黒木公民館 図書室 場所

百時 午後2時~午後4時 令和5年6月3日

4月1日から始まる相続登記の申請の義務化によっ 度について、法務局職員がお話しします。 本的なことに関する説明を行います。 相続勉強会が開催されます。 て、どうなるのか、ということを説明します。 相続に関する相談会も同時に開催します。 また、島根県司法書士会隠岐支部所属の司法書士 あわせて、 隠岐ひまわり基金法律事務所の弁護士による無料 相続登記の義務化及び遺言書の保管制 相続や遺言について基 令和6年 相談は

隠岐ひまわり基金法律事務所 弁護士による相続勉強会を開催します



西ノ島町老朽危険空家等除却支援事業

空き家_{等の}除却費用を支援します!

西ノ島町で新たに老朽化による倒壊等の危険性の高い危険空家等の除却を促進することにより、町民の生活環境 の保全を図ることを目的に、老朽危険空家等除却に要する経費一部を支援する、西ノ島町老朽危険空家等除却支援 事業を行うことをお知らせいたします。補助を受けるためには、事前に危険家屋の調査を受ける必要があります。詳 細は西ノ島町観光定住課までお問い合わせください。

■ 補助対象額

▶補助対象工事に要する経費の80%(ただし当該額が国土交通省の定める標準除却費を超える場合にあっては、 標準除却費の額の80%) また、補助上限は120万円まで。

■ 補助対象事業

- ▶ 補助対象建築物を全て除却するもの (※交付決定前に着手したものは補助対象外)
- ▶ 建築業法などの規定による登録を受けた事業者が請け負う工事であること など
- ※物置、門扉、塀、樹木、家財、地下埋設物その他これらに類する物の除却については補助事業には含まれません。

■ 受付期間

【調査申請期間】6月12日(月)~7月31日(月) 【補助申請期間】8月1日(火)~8月31日(木) ※ただし、先着順で、申込みの状況により期間中でも受付を終了する場合があります。

■ 対象建築物の条件

- ▶ 町内にある空き家の木造住宅
- ▶ 危険度判定の基準値を超えること
- ▶ そのまま放置すれば倒壊等保安上危険な状態にある建物

■ 補助の条件(一部)

- ▶ 危険家屋の事前調査を受けて、老朽危険空家に該当する審査結果がでていること
- ▶ 町内業者へ発注すること
- ▶ 危険家屋の所有者または相続人であること
- ▶ 危険家屋のある土地の所有者であること
- ▶ 税金などの滞納がないこと
- ▶ 危険度判定の基準値を超えること
- ▶ そのまま放置すれば倒壊等保安上危険な状態にある建物



お問い合わせ先: 西ノ島町役場 観光定住課(電話:08514 - 6 - 1257)

)授業には3つのスタイルがあり、

様々な目的で学んでいます

ターネットで視聴する、

また講師から直接受ける

BS放送やイン

○心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科

授業があります。

学など、300以上の幅広い授業科目があり、

科目から学ぶことができます。

一出願期

第1回 第2回 9月1日~9月12日 6月10日~8月3日

お問い合わせ先 島根学習センター **3**0852 - 28 - 5500



学島根学習センターまでご請求下さい。 放送大学ホームページでも受け付けております。 資料を無料で差し上げています。 お気軽に放送大

学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、 10代から90代の幅広い世代、 約8万5千人以上の 好きな地域に住みながら大学卒業を目指したり、 放送大学は、 令和5年10月入学生を募集していま

学びたい科目だけ受講したりすることもできます。

放送大学

10

月生募集の

お

知らせ